

在宅介護事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第1版)

令和2年 7月 14日
一般社団法人 日本在宅介護協会

1. はじめに

在宅介護事業を営む事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向け、厚生労働省から示された事務連絡等を踏まえ、利用者及び職員、地域住民はじめ関係者の生命と健康を守り、これまでも全力を尽くしてきたところである。

現在では緊急事態宣言が解除され、徐々に日常生活を取り戻しつつある一方、今後の第2波・第3波も懸念され、新型コロナウイルスとの闘いは長期化が予想される。

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(3月28日発出、5月4日変更。以下「対処方針」という)」や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の分析・提言などを踏まえ、緊急事態宣言が終了した段階においても、再度の感染拡大を予防し、「介護崩壊」と呼ばれるような事態が生じないよう、職員および利用者やその家族の日々の生活を維持するため、また、完全な感染症の終息までの期間において、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止していく役割を担うため、基本的な取り組みを示したものである。会員法人をはじめ、在宅介護事業を営む事業者の予防対策の参考として頂きたい。

また、本ガイドラインの内容は、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

在宅介護事業者は、重症化リスクの高い高齢者への感染予防に細心の注意を払い、各事業者において、対策に係る体制を整備し、特性に応じた対策を講ずる。また、職員への感染拡大を防止するよう、感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 各サービス共通

①介護現場の職員

- ・出勤前に必ず検温を行う。平時より熱が高い場合や、風邪症状、その他体調不良がある場合は、出勤せず速やかに事業所へ連絡する。
- ・健康管理に必要な帳票類を活用し、職員の体調を記録しておくことが望ましい。
- ・自身の家族の健康状態についても確認し、発熱や風邪症状があった際には、事業所へその旨相談を行う。
- ・事業所へ出勤した際は、手洗い・うがい及び手指の消毒を行う。
- ・業務中に体調不良を感じた場合は、事業所管理者へ報告する。
- ・業務開始前、終了後や外出等の後は、手洗い・うがい及び手指の消毒を行う。また、可能であれば業務中においても、こまめに実施することが望ましい。

- ・基本的に、業務中はマスクを着用する。ただし、特に夏場については適切なソーシャルディスタンスの確保等が可能な場合についてはその限りではなく、適宜水分補給等を行い熱中症に注意する。また、事業所はその環境を整備するよう努める。
- ・業務を行う場所では、1～2時間に1回、5分～10分程度の換気を行う。
- ・複数の職場に属する場合は、その旨を事業所へ報告する。

② サービスを利用する利用者およびその家族

- ・サービスを利用するにあたっては、検温を行うとともに、その結果や体調不良等の有無を事業所やその職員へ知らせる。

③ 出入業者

- ・事業所内への搬入を避け、玄関での受け渡しを行う。

(2) 訪問介護サービス

① サービス提供前

- ・直行直帰型の場合、業務開始前に事業所へ連絡する際、自身の健康状態についても報告する。
- ・利用者に体調不良が見受けられる場合、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、最後に訪問するなどの調整を行い、感染防止策を徹底させて必要なサービスの提供を行う。

② サービス提供時

- ・手洗い、うがい、手指消毒を行う。
- ・マスク・エプロンを着用する。
- ・必要時には手袋を着用する
- ・咳エチケットに注意する。
- ・定期的な換気を行う。

③ サービス提供後

- ・手洗い、うがい、手指消毒を行う。
- ・咳エチケットに注意する。
- ・換気の確認を行う。
- ・一回のサービス提供ごとにマスク・エプロンの交換をすることが望ましい
- ・直行直帰型の場合、終業報告の際に事業所へ自身の健康状態も併せて報告する。

■濃厚接触者(感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者)が発生した場合
ア)利用者本人の場合

- ・濃厚接触者本人・家族より保健所に報告・相談する。
- ・感染拡大を食い止めるため、接触した職員、家族等を把握する。
- ・最終接触から14日間にわたり健康状態を観察することが原則とされているが、詳細な期間等については医師や保健所の指示に従うこと。
- ・サービスにおいては、原則として家族対応を優先する。家族支援が見込めず、かつ食事の摂取など生命の維持等に関わる場合、生活に必要なサービスを提供することが望ましい。その際は必要に応じて自治体等と相談し、感染防止策を徹底のうえ対応すること。

〈サービス提供時の留意点〉

- ・訪問時間を短縮、その日の最後に訪問するなどの工夫をする。
- ・本人、同居者のマスク着用を徹底する。
- ・マスク、ゴーグルや予防着、手袋、シューズカバー等を着用する。
- ・手洗い、うがい、手指消毒を徹底する。
- ・同居者の部屋を分ける。
- ・共用部分の消毒をする。
- ・洗濯物は仕分けして洗い、完全に乾かす。
- ・サービス時に使用したマスク等のごみは密閉破棄する。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・換気を徹底する。

イ) 職員の場合

- ・濃厚接触者本人・家族より保健所に報告・相談する。
- ・感染拡大を食い止めるため、接触した利用者・職員、家族等を把握する。
- ・発熱症状の有無に関わらず自宅待機を行い、職場復帰時期については主治医や保健所の指示に従う。

ウ) 利用者の同居者の場合

- ・濃厚接触者本人・家族より保健所に報告・相談する。
- ・感染拡大を食い止めるため、接触した職員等を把握する。
- ・利用者と同居者の部屋を分ける。
- ・共有部分の利用後に手洗い、手指消毒、手袋の交換を行う等、感染拡大を防ぐ。

※他、前述の〈サービス提供時の留意点〉と同様

■疑似症感染者(感染が疑われる者;医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者)または無症状病原体保有者(特段の症状はないが、PCR検査が陽性だった者)が発生した場合

- ・接触した利用者、職員、家族等を把握し感染拡大を食い止める。
 - ・本人より保健所に相談し、健康状態を観察しつつ自宅待機等の指示を仰ぐ
- ※他、濃厚接触者が発生した場合と同様。

■感染後に退院した方または感染後完治した方へのサービス提供の場合

- ・主治医の指示に基づき、注意点等の情報を収集する。CMのアセスメント情報や看護サマリーなども入手することが望ましい。
 - ・必要時には自治体と相談する。
 - ・再発する可能性があることも考慮し、感染拡大防止に注意してサービスを受け入れられる体制をつくることが望ましい。
- ※他、濃厚接触者が発生した場合と同様

(3) 訪問入浴介護サービス

① 出社後

- ・事業所内の換気を行う。
- ・手洗い、うがい、手指消毒を行う。
- ・マスクを着用する。
- ・清潔なユニホーム等へ着替える。
- ・咳エチケットについて徹底する。
- ・消毒用品等を常備携帯する。

② サービス提供時

- ・サービス提供場所の換気に注意する。
- ・手洗い、うがい、手指消毒を行う。
- ・マスクを着用する。
- ・バイタルチェック(発熱・咳・痰・下痢・発疹や褥瘡の有無・チューブ類の有無など)を行い、利用者の状態を把握する。
- ・バイタルチェック等に使用した体温計や聴診器、パルスオキシメーター等は、使用前後に消毒を行う。
- ・入浴後、除菌効果のある洗剤を使用し、機材等の洗浄・消毒を行う。
- ・爪切りを行う場合は爪切り鋏等を使用前後に消毒する。
- ・タオル等の布巾類は利用者のものであるなど、安全で清潔なものを使用す

ることが望ましい。

③サービス提供後

- ・換気の確認を行う。
- ・手洗い、うがい、手指消毒を行う。
- ・マスクを交換するなど、次のサービス提供先への感染を防止するための対策を行う。

④帰社後

- ・事業所内の換気を行う。
- ・手洗い、うがい、手指消毒を行う。
- ・マスクを交換する。
- ・咳エチケットについて徹底する。
- ・入浴車内の換気、清掃、消毒(ハンドル、座席、ドアノブ等)を行う。
- ・備品の消毒を行う。
- ・サービス提供時の服装から着替える。

※有料老人ホームなどの施設でサービス提供する場合は、施設の対応に準ずる。

(4)通所介護サービス

①出社時

- ・手洗い、うがい、手指消毒を行う。
- ・マスクを着用する。
- ・事業所内の換気を行う。
- ・清潔なユニホーム等を着用する。

②送迎時

- ・車中を含め、職員及び利用者はマスクを着用する。
- ・お迎え時、利用者の自宅検温結果を確認する(検温未実施の場合はその場で検温を行う。体温計、消毒用品等を車中に携帯しておく)。
- ・体温だけでなく、体調等の確認を行う。
- ・発熱や体調不良がある場合には、利用をお控えいただく。また、介護支援専門員へその旨報告を行う。
- ・乗車時には、手指の消毒を行う。
- ・車窓は、安全を確保した上で適宜開放し換気を行う。
- ・乗車中も必要に応じて、接触頻度の高い場所(手すりやドアハンドル)は、消毒を行う。
- ・事業所到着後、手洗い、うがい、手指消毒を行う。

- ・送迎後、車内の清掃及び消毒を行う。

③事業所内

- ・利用者間の距離が維持できるように努める。
- ・事業所内の設備備品や物品等、利用者や職員が接触するものは、こまめに消毒を行う(特に入浴時や機能訓練、レクリエーションで使用するもの)。
- ・排泄介助の際には、その場所や備品等について都度消毒を行う。

④サービス提供後

- ・サービス提供時に利用者及び職員が接触したと思われる設備備品や物品等を消毒する。
- ・サービス提供時に着用していたユニホーム等から着替える。

以上

《参考資料》

厚生労働省関連文書

- ・介護保険最新情報 Vol.808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」
(令和2年4月7日)
- ・介護保険最新情報 Vol.832「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安改訂について」
(令和2年5月11日)
- ・「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント」令和2年度の熱中症予防行動の留意点について
～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635190.pdf>
(令和2年5月29日)
- ・東京都新型コロナウイルス感染症対策医療介護福祉サービス等連携連絡会(協力:全国老人保健施設協会)
(令和2年4月10日)
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連盟事務連絡 (令和2年2月17日)
厚生労働省リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」
(令和2年2月28日)
- ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版